



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

95.3.22 No.4163

255系の担当区見直せ!!

動労千葉第18号(単入書)に対する回答及び見解

千葉支社

1 2月11日に発生した表記事象について、一連の事実経過及び支社の見解を明らかにされたい。

7026M担当運転士は、出勤点呼の際「風邪をひいているが大丈夫」との申告であったため乗務させ所定行路を担当していたが、竹岡駅付近にて風邪の影響で体調が急に悪化し、非常停車させた。車掌は、前途運転不能と判断し、無線で指令に代替運転士の手配を依頼した。依頼を受けた指令では、直ちに関係区の当直助役に、代替運転士の手配を指示した。指示を受けた当直助役は、乗務可能と思われる運転士を順次電話での呼び出し等により手配を行ったところ、館山運転区社員の協力を得て、同列車4分遅れで運転を再開することができたものである。

2 2月11日に発生した事象に踏まえ、255系列車の運転担当について見直しを図ること。

255系については、現在のところ京葉運転区及び千葉運転区に担当させているところである。

3 2月11日、乗務を終了し、帰宅して間もない館山運転区運転士に7026Mの代替乗務を要請し、7026M停車現場に直接出勤させるような対応は、問題であると考えが、見解を明らかにされたい。

異常時における列車運行については、会社として可及的速やかに正常運行に復する努力が必要である。このような場合には、社員は管理者等から必要な指示命令を受け就労することになる。
なお、勤務については呼び出した乗務員の疲労度等を考慮し、翌日の勤務を配慮したところである。

申18号団交報告

二月一日に発生した内房特急(七〇二六M)担当運転士交替事件(日刊No.四一四九で既報)に関する団交が三月十七日、千葉支社で開催された。

動労千葉は、(1) 今回の事象について、一連の事実経過、支社の見解を明らかにすること。(2) この事象にふまえ、内・外房線の二五五系列車運転担当の見直しを行うこと。(3) 帰宅間もない運転士を竹岡駅に直接「出勤」させ、乗務させるような乗務員運用は行わないこと。の三点について申し入れを行い、団交に臨んだ。

しかし、団交で当局は不誠実な回答に終始するのみであり、組合要求とは大きくかけ離れた断じて許されない内容であった。団交の内容は以下のとおり。

二五五系であつたら輸送混乱は拡大していた! 組 今回は、たまたま一八三系であり、館山運転区の運転士で対応できたが、二五五系であつたら館山区では対応出来きず、輸送混乱は拡大していた。今回の事象に踏まえ、二五五系の担当区の見直しを行うべきである。

当 二五五系の異常時対応について、館山・勝浦運転区の指導員が二五五系の訓練を行っている。指導員の活用・手配で異常時対応を行う。

組 事件当日、行路途中で倒れてしまふ健康状態であつた。京葉運転区の点呼でどう判断したのか。

当 出勤点呼の際、当直で本人に「大丈夫か」と聞き、「大丈夫である」と返事があり、乗務は「大丈夫」だと判断した。その後、本人より館山から、館山・蘇我間は運転出来ると、蘇我で交替して欲しいとの連絡があつたので蘇我において代替運転士を用意した。

組 今回の事象については、様々な問題がある。運転士管理の問題、本人がいくら「大丈夫だ」と申告したとしても管理者なり指導員を添乗させるべきであつた。先程の回答であれば、館山からも指導員が添乗できたはずだ。また、館山の代替運転士の交替も日勤でW仕業になり問題である。乗務労働の特殊性から見て、日勤W仕業となる代替乗務を指示するのは問題だ。

当 指導員などの添乗について、乗せられればベターであると思う。しかし当日、当直も含め懸命に対策にあたつた。

組 この事象に踏まえ、異常時に列車をまともに動かすため二五五系の訓練を館山・勝浦運転区で実施すべきである。

当 二五五系訓練は会社でも検討したが、三月に東京から二五五系を使った団交の計画(中止)が入り、五月にも東京

の団交の計画がある。また、

京葉運転区のハンドル訓練を優先させた。

組 それは言い訳だ。本気で訓練をやる気があるなら、ダイ改以降、訓練は出来る条件にあつた。すでにダイ改から三ヶ月経過している。訓練する気があれば、訓練計画が具体的にないければおかしい。

当 訓練をやる気がある、ないという話であれば、ダイ改時の議論と全く同じである。

組 訓練について、われわれはやらないと言っているのではない。異常時に備えて訓練すべきだと言っているのだ。

当 訓練についての会社の考え方は変わらない。申入れや団交の中で社員から要望があつたことは受けとめ、検討する。支社のような机上での仕事はミスしても責任追及されない。しかし運転士は、ミスをすれば逮捕される可能性もある。点呼もやらず、勤務が終わってからの呼び出しで、しかも「私服で運転してもよい。」というのであれば、会社は「異常時であれば何をやっても構わない。」ということになる。

当 点呼について、代替運転士は、当日の前仕業で行つており、連絡事項等は変わっていないので問題ないと判断した。異常時に出来ないことは出来ないが、出来ることは社員にやつてもらふ。

組 今回の事象に踏まえ、二五五系の乗務員運用の見直しや訓練について実施すべきである。また、異常時における運転士の運用について安易な使用方は止めるべきである。